

# 農業委員の募集を行います



広報しべちゃ2月号でお知らせしていますが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法は、農業者などによる推薦者と一般応募者の中から、町長が町議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

改正法に基づき、農業委員会が7月20日に発足することから、次のとおり農業委員の募集を行います。

- **募集期間**  
3月1日(水)～31日(金)  
(郵送の場合は必着)
- **主な職務内容**
  - ・農地の権利移動や転用許可などの審議・決定、これらに関する現地調査
  - ・担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに伴う現地調査・指導・監視業務など
  - ・農家からの相談対応、農家への助言・指導
- **募集人数**  
16人
- ※原則として過半数を認定農業者で占めることが法で定められています。
- **任期**  
平成29年7月20日～平成32年7月19日(3年間)
- **身分**  
標茶町特別職の非常勤職員
- **報酬**  
月額5万円
- **対象者**  
農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- **資格要件**  
次のいずれかに該当する場合は推薦・応募ができません。  
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方  
・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- **推薦・応募の方法**  
3人以上の個人または団体による推薦か、個人による応募とします。規定の様式に必要事項を記入し、推薦を受ける方または応募者の住民票(本籍の記載があり発行後3カ月以内のもの)を添えて、持参または郵送で提出してください。様式は左記係で配布しているほか、町ホームページ(アドレスは26ページ参照)からもダウンロード可能です。
- **選任方法**  
標茶町農業委員候補者評価委員会が候補者の評価を行い、町長に報告します。(面接を行う場合があります)町長は同委員会の評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得た上で任命します。なお、選任結果は被推薦者および応募者に文書で通知します。
- **情報の公表**  
被推薦者および応募者の氏名、職業、年齢、性別などは、募集期間の中間と終了後に町ホームページで公表します。
- **提出先・問い合わせ**  
農業委員会振興係(17番窓口 ☎485-2111 内線171)

## 農業振興地域の開発行為許可申請書類の提出期限

平成29年度の許可申請書類の提出期限が決定しましたのでお知らせします。

農業振興地域の整備に関する法律により、農振農用地区域内で開発行為(農業用施設などの建築、土石や火山灰の採取など)を行う場合は、事前に許可を受けなければなりません。

通常は北海道農業会議常任会議員会議の後に許可が下りますが、ほかの法令(砂利採取法、農地法など)との関係により長引くこともありますので、十分に余裕をもって提出してください。

役場への提出期限	北海道農業会議常任会議員会議
H29. 4. 3	H29. 4.25
H29. 4.26	H29. 5.19
H29. 6. 2	H29. 6.23
H29. 6.26	H29. 7.18
H29. 8. 4	H29. 8.25
H29. 9. 4	H29. 9.25
H29.10. 2	H29.10.25
H29.11. 2	H29.11.24
H29.11.27	H29.12.19
H30. 1.29	H30. 2.19
H30. 2.26	H30. 3.20

■ **問い合わせ** / 役場農林課農業企画係 (17番窓口 ☎485-2111 内線242)

## 農学ゼミナール 塾生を募集します

本町では、将来を担う農業後継者の育成を目的とした「農学ゼミナール」の新年度塾生を募集します。地元で勉強会を行う集合学習や道内各地への視察学習、ゼミ生の親睦を目的とした自治会活動を行っています。



基礎的な農業知識の習得、地域を越えた仲間づくりのため、どんどんご参加ください。

- **対象** / 本町に住む就農(予定)者
- **学習期間** / 2年間
- **費用** / 原則無料
- **応募締切** / 3月31日(金)
- **問い合わせ** / 役場農林課農業企画係 (17番窓口 ☎485-2111 内線243)

## 標茶町農業経営継承事業

# 農業経営を譲りたい人、 農業経営を受け継ぎたい人募集中

本町では、農業経営を意欲のある人材に引き継ぐ標茶町農業経営継承事業を実施し、関係機関が一丸となって継承までのサポートを行っています。

事業では資産の評価や継承について、標茶町担い手育成協議会（町・JAしべちゃ・農業改良普及センター・農業委員会・NOSA1）と指導農業士会が連携してコーディネートを行います。譲りたい人、受け継ぎたい人の条件が一致したら、両者と標茶町担い手育成協議会で面談・面接を行い、両者の合意が成立したら、合意書を交わした上で継承に向けて事業開始となります。

## 事業の流れ

### ①まずは登録申請を

新規就農希望者など意欲ある人材に経営資産を引き継いでも良いという方（移譲希望者）、移譲希望者の経営を受け継いで農業経営を始めてみたいという方（就農希望者）は、事前に登録申請してください。

### ②審査による登録決定など

申請書受理後、関係機関による審査会で登録・受け入れの可否を決定します。

### ③マッチング・面談

就農希望者の希望条件に合う移譲希望者とのマッチングを行い、移譲希望者・就農希望者・関係機関で面談などを行います。

### ④継承に向け事業スタート

面談などにより両者の合意が成立すると、経営継承事業が始まります。事業開始前には合意書を取り交わし、両者間でトラブルなどが起きないように、関係機関がコーディネートやサポートを行います。

### ⑤合意書の締結

合意書には移譲予定年度、継承資産の額、継承の方法などを明記します。この際、第三者による資産評価も行い、お互いが納得できる内容となるよう協議します。合意書を取り交わした後から研修開始となり、同時に継承への準備も進めていきます。移譲希望者には、研修期間中に指導謝金が支給されます。

### ⑥実習の開始

研修・実習期間の年数は就農希望者の実績により決定しますが、経営継承先となる農家で1年以上研修して共同作業をすることを勧めています。研修実績が無い就農希望者の場合、1年目は指導農業士などの農家で実習し、2年目に移譲予定農家での研修とすることもあります。

### ⑦経営継承

研修により就農希望者の技術力・経営力が整い、合意書に基づく移譲を行う準備ができれば経営を継承します。この際、各種制度の活用や資金対応などの情報提供、就農後の経営安定に向けたサポートが行われます。

※詳しくは、町ホームページ（アドレスは26ページ参照）に掲載しています。

## ■問い合わせ／

- ・役場農林課農業企画係（①番窓口☎485-2111内線242）・JAしべちゃ営農部農業振興課（☎485-2125）